

令和3年9月30日

学生各位

学 長

新型コロナウイルス感染症に係る感染リスクを低減するための
取り組みについて

8月20日から京都府に発令されていた緊急事態宣言が、本日24時をもって解除となる。この間、京都府では600人を超える新規感染者が発生した日もあったが、各位が適切に取り組んでいただいたこともあり、大学全体の業務を継続させることが出来たことに感謝申し上げます。

しかしながら、10代～30代の若い世代の感染割合が高い状況にあること、海外では行動制限緩和後に急激なリバウンドが起きていること、本学においてもワクチン接種後あるいは感染経路不明の感染が散見されること、さらにはこれから感染が流行しやすいとされる冬場に向かい「第6波」の襲来も懸念されることから引き続き下記の取り組みを徹底願いたい。

記

1 会食等について

- 8月19日通知で「会食は家族や普段一緒にいる人のみ」と通知したところであるが、それ以外の人との会食も可とする。ただし、京都府のガイドライン（きょうとマナー）を踏まえ、4人以下での会食とし、時間も2時間以内とすること。また、会食する者同士が感染が懸念されるような健康状態ではないことを確認すること。
- その他会食等に係る注意事項は8月19日通知と同様とする。

2 外出及び国内での移動について

- 感染状況に応じ、府内でも外出や移動は自粛するとともに、感染が拡大している地域との移動は自粛すること。また、外出する場合にも、家族や普段行動をともにしている人と少人数で行動し、混雑している場所や時間は避けること。
- 旅行・出張などの都道府県間の移動にあたっては、基本的な感染防止対策を徹底すること。なお、感染が拡大している地域との移動は自粛すること。

3 課外活動について

- 去る6月21日に学生部長から発出されたクラブ活動の基準に沿った活動で、これまでに大学に提出し許可された活動（練習）プログラムの内容で活動すること
- 対外試合については京都府内で実施されるものに限る。府外で実施されるものは、当面の間禁止とする。提出した活動プログラムに記載がない場合は、別途許可を受けること。

4 今後の予定について

附属病院内での医学科クリニカルクラークシップ1（CC1）実習及び実習前PCR検査、看護学科実習及び実習前PCR検査の予定については、別途学生部長から通知する。

また、臨床実習以外の授業（講義、実習）についても、登校のうえ対面で行う場合は追って通知する。

5 その他

- ワクチンを2回接種した者も、正しいマスクの着用、手洗い、消毒などの基本的な感染防止対策はもちろん、上記の取り組みを徹底すること。
- 新型コロナウイルス感染が疑われる者と接触した場合は、速やかに教育支援課（電話 075-251-5228）に電話すること。
- 大学としては、コロナ等で不安を感じている学生に対して寄り添い、できる限り支援したいので、気軽に教育支援課（電話 075-251-5228）や保健管理センター（電話 075-251-5080）に相談すること。

問い合わせ先
教育支援課学生支援係
075-251-5225